

**規制改革会議**  
**第4回 貿易タスクフォース**  
**議事概要**

1. 日時：平成19年11月16日（金）15:00～16:30
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室
3. 議事：EPAに基づく原産地規則・原産地証明発給制度の在り方の見直し
4. 出席者：

（外務省）

経済局経済連携課長 大鷹 正人氏

（財務省）

関税局関税課原産地規則専門官 上川 純史氏

（経済産業省）

貿易経済協力局原産地証明室長 鈴木 啓之氏

（農林水産省）

大臣官房国際部

貿易関税チーム関税調整官 穴澤 康秋氏

（規制改革会議）

有富委員、中条委員、深川専門委員

**5. 議事概要：**

○有富委員 それでは、定刻になりましたので、規制改革会議の貿易タスクフォースを始めさせていただきますと思います。

皆様には、お忙しいところ、御足労賜りまして誠にありがとうございます。

当規制改革会議は、年末に総理大臣の諮問に応じた第2次答申を公表すべく検討を進めておりますが、本日は、議事次第でございますように、「EPAに基づく原産地規則・原産地証明発給制度の在り方の見直し」について、外務省、財務省、経済産業省、農林水産省の皆様と意見交換をさせていただくべくお集まりいただきました。

なお、本日の議事録及び配付資料は、いずれも後日、当会議のホームページ上で公開する取り扱いとさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと存じます。当タスクフォースは、かねてより原産地証明書発給手続の簡素化に資する見直しについて関心を払っております。5月末の答申においても、記載を行った経緯がございます。今回は、主に5月末答申のフォローアップとして、現在の検討状況につきヒアリングをさせていただきたいと存じます。

なお、事前に御送付いただきました質問事項につき回答をちょうだいしておりますので、まずはその御回答を御説明いただき、それぞれの項目について議論してまいりたいと思っております。

ここで少しよけいな話をしますけれども、日本は貿易立国ですし、やはり日本の産業の強さを高めるためには、行政を含めて算段をしていかなければいけないんだろうと思います。そこについては、サプライチェーンのスピード化ということに対して民間はものすごくいろいろ工夫をしております、国際競争の中ではスピードとコストというのが一番大事だと思うのですが、スピードを上げるということもコストを下げることに繋がるということを含めて、ぜひ行政の皆様方としても、日本の競争力を高めるためのいろいろな仕組みの改善・改革ということについて前向きに御検討いただきたい。これはわかっていらっしゃるから、またここであえて申し上げるほどのことでもありませんが、私から改めてお願いをしておきたいと思います。

それでは、原産地証明制度の継続的見直しにつきまして、各省よりそれぞれできれば5分程度でご説明いただけますか。御回答いただいておりますので、5分程度で簡潔に御回答をお願いしたいというふうに思います。それでは、左側の外務省からお願いします。

○大鷹課長（外務省） 外務省の経済連携課長の大鷹でございます。よろしく申し上げます。

私自身、直接ASEANとの交渉ですとか、あるいはタイ・フィリピンとの交渉、あるいは豪州GCC、ベトナムとの交渉に関わってきておりますけれども、そのほかの交渉についても、私の責任下ですべて動いているというふうにお考えいただいてよろしいかと思います。

そして、私どもが交渉する上で、まさに今御指摘がございました日本の経済、日本の産業の競争力をいかに強めていくかということは、当然最大のテーマで、我々の目標としていところでございまして、このEPAを通じて、相手国との間でも、英語で言うとWin Winというのですが、要するに、お互いに利益をもたらすという形で、いかにEPA、FTAで中身あるいいものをつくっていけるかという意識で常に仕事をさせていただいていところでございます。そして、産業の競争力というときにはいろいろな側面がございまして、もちろん日本の投資がちゃんといくとか、そういったところもあるのですが、まさに今御指摘いただいたスピードとか、コストとか、そういったところも常に念頭に置いて、日本の企業にとって何がいいのかということは常に忘れないように交渉させていただいているつもりでございます。具体的な個別の話については、経産省さん、あるいは農水省さん、あるいは財務省さんからいろいろ御示唆もいただきながら、交渉の現場でそれを生かして交渉させていただくということをやっておりますが、まさに今回の質問事項にございまして、原産地証明制度も不断の見直しをしながら、つまり1つの制度で永久に満足するということはある得ないというふうに私どもは考えていなければいけないと思うのです。そして、更に改善する余地がないのかどうかということ、産業界の皆様からの声に耳を傾けつつ、相手国との関係でもいろいろ知恵を出し合いながら、でも、お互いの限界とか、いろいろ知り合いながら、なるべく使い勝手のよい制度をつくろうという意識のもとで交渉してきているということでございます。そういうことで、大きな方向

性としてはまさにそういうことだと思います。

他方、個別の手数料とか、処理期間の問題については、そこら辺はまさに私どもも御示唆をいただきながらやっているところでございますので、多分、残りの3省さんの方から更にいろいろ御説明があり得るのかなというふうに思っているところですが、全体をいろいろ目配せしている私どもの立場としてはそういうことで考えているということでございます。

そして、特に自己証明制度については、確かに1つの大きなテーマで、日本の原産地制度を今後どうするかということを考える上で避けられないテーマだというふうに皆さんお考えだと思うのですが、実際の交渉の上でも、やはりそういう制度はつくれないのかという相手国は当然おりますので、そういった中で、私どもも日本側の制度を、もちろん慎重にいろいろ考えなければいけない論点がたくさんございますので、すぐにああだこうだというふうに結論を出しにくいところはございますけれども、方向性として、大きく不備な点が出てこないように意識しながら、そして交渉がそれによって頓挫するようなことにならないように一生懸命意識しながらやらせていただいているところでございます。いずれにしましても、皆様の御協力を得ながら、私どもは、ここで言わせていただくのもあれですけれども、EPAの交渉については、政府一体として、各省庁の間で極めて緊密に連携しながら仕事をしてくれているというふうに自信を持って言える分野の1つではないかというふうに思っている次第でございます。ただ、それに満足することなく、皆様の御指摘を踏まえながら、より改善できるところは改善したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○有富委員 非常に力強い御回答をいただきありがとうございました。

では、財務省お願いします。「原産地証明制度の継続的見直しについて」という1番目の部分だけでまず議論したいと思っておりますので、そこで一応とどめていただけますでしょうか。

○上川専門官（財務省） 財務省関税局関税課原産地規制専門官の上川でございます。よろしく願いいたします。

私は、財務省及び税関におきまして、原産地規則というものに関してのEPAにおける交渉、あるいは国内の法令化、そして税関における執行、これらすべてに関して責任を持って当たらせていただいているところでございます。EPAの交渉におきましては、大鷹課長をはじめとする外務省の皆様方の御指導のもとに交渉に当たらせていただいているところでございます。この原産地証明制度でございますが、財務省税関がどのように関わっているのかというのを1～2分お時間をちょうだいして簡単に御説明させていただきたいと思います。

私ども税関というのは、どうしても日本に輸入する、日本に入ってくるものについて視点がいつているといえますか、力点を置かざるを得ないというところがございます。私ど

も財務省も、関税の適正な賦課・徴収という政策目標を掲げさせていただいておりまして、関税を適正に賦課・徴収するためには、特にEPAに関しましては、相手国のものであるということが適正に証明されたものと、そういうことが確保されることが必要だというふうに考えておりますので、その意味におきまして、この原産地証明制度は私どもにとっても重要な意味があるだろうというふうに考えているところでございます。

後ほどの質問の方でまた詳しい御説明をさせていただきますが、この原産地証明制度は、受けという観点から私どもは関与させていただいておりまして、1番目につきましては、質問の御趣旨は、日本から輸出する貨物につきましての国内制度ということ、こういうものだというふうに理解しておりますので、この質問に関しましては私どもは特段申し上げることもございませんが、当然ながら、出ていく側についてということは、相手国から出ていくものについてそのまま反射する話でございますので、これは決して無関心なわけではございませんで、これにつきましては、主として所管されておられます経産省さんと緊密な連携をとりつつ、適切な業務の遂行に当たってまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○有富委員 ありがとうございます。それでは、主役の御説明をよろしくお願いします。

○鈴木室長（経済産業省） 経済産業省原産地証明室の鈴木です。よろしくお願いします。

まず、「1. 原産地証明制度の継続的見直しについて」でございますが、私どもが持っております原産地証明法の運用に当たる点でございますが、主に私どもが担当しているとお考えいただければと思います。資料の方にも書かせていただきましたが、大きく2点、簡単に申し上げたいと思います。

1点目は、(1)の方に書いておりますが、さまざまな御要望をいただいて、その対応の第1弾として、原産地証明法施行規則（省令）を改正いたしまして、御要望の高かったところから手続を簡素化したということでございます。産品の原産性を判定する段階と、実際に証明書を発給するという2段階があるのですけれども、判定の段階で1つ、発給の段階で2つ簡素化を行っております。

最初の①は判定の段階でございますが、一旦、原産性があるという判定が出ましたら、これまでは1年という期限をつけていましたが、これを基本的に撤廃して、原産性の変更の際は申請者の自己責任で対応していただくという形にいたしました。

それから、発給に係る点として次の②、③がございまして、②につきましては、これまで商工会議所での発給手続で発給申請書をいただいていたのですけれども、これは紙のやりとりが多くて面倒だったので、これを省略して、実際の発給申請手続を電子化していこうという流れでとった措置でございます。

それから、③の方については、発給申請の際にいろいろな提出書類をお願いしていたのですが、発給のタイミングの関係やHSコードの齟齬やいろいろ技術的な問題もございましたので、省略できるものについては省略をしようということで措置をいたしました。

以上が省令改正の内容でございます。

それからもう1つ、産業界からいろいろな御指摘もいただいておりますので、本件について官民の検討会を設置いたしました。ここには各業界の代表、それから発給機関、私も政府当局も交えまして、問題として非常に実務的なものが多いものですから、主に実務者レベルのメンバーを一堂に集めて、いろいろな御要望について整理をして解決策を探っていこうという趣旨で、検討会を8月に設置いたしました。すでに8月、10月と会合を2回開催しております、7月の省令改正に加えて、更なるデータ入力の簡素化等の成果も出しております。今後、第1回、第2回でカバーし切れなかった部分についても、積極的に簡素化に向けた取組みを行っていきたいと思っております。後で自己証明等の話も出ますけれども、その話も当然こちらの検討会の方で扱っております。

私の方からは以上です

○有富委員 どうもありがとうございました。それでは、農水省、お願いします。

○穴澤調整官 農林水産省の穴澤と申します。よろしく願いいたします。

まず、当省としては2つの論点からすれば、我が国は農林水産物の大輸入国であることから、そういう意味では輸入に結構神経をとがらせていまして、EPA交渉においても関税のアクセスの改善をやっていますけれども、その裏腹で、改善をするならやはり原産地規則を、平たく言えば、迂回輸入のないような規則をつくって、それを執行していくのが一番大事だというふうに考えて、基本的にはお互いの国の農民なり漁民なり、そういうお互いの国のために規則をつくりましょうということで、原則は自分の国でとれたものを使って物を輸出しようと、そういうような原産地規則をつくってきたつもりでございます。

それからもう1つ、輸出という観点から申しますと、当省としても、2年前に一般法ができるときに、やはり当省でも何かできないかということがありまして、かなり検討はしたのですけれども、国がやるというのはいかがなものか。かといって、民間団体も余手を挙げるところがなく、ノウハウがあるといえばある、ないといえはない。つまり農業のノウハウはあっても、原産地規則ということに関するノウハウはほとんど持っていない。そこは、なかなか立ち上がる場所がないので、2年前の法改正のときは特に我が省としては手を挙げずに、そのかわり何かあったときには経済産業大臣とうちの大臣の間に協議をして円滑にものを進めましょうという法律の条文を入れていただきまして、それについては、現在でも商工会議所から直接とか、経済産業省さんとか、生産者の方とか、結構問い合わせがきて、お互いにどういうふうに証明したらいいか。例えば、どこかでとれた柿を輸出するにはどういう証明をしたらいいかとか、それは組合でも何でもいいから証明書をつくりなさいとか、そういう問い合わせは最近は増えました。特にタイが発行してから、我が省も輸出を一大政策目標に掲げておりますので、輸出といっても、加工品ではなくて、どちらかという品質のいい高付加価値のついた果物なり野菜を輸出しようということがあって、原産地証明という観点から言うと、そんなに難しい話ではないんですね。どこでとれたということさえ証明していただければいいので。

ただ、このときに我が省が手続を挙げかけたのは、それまでに農産物の輸出というか、

原産地証明書というのは多分ほとんど出たことがないはずなんです。ですから、今でも数えるほどというか、年間何件とか、メキシコとも年間 10 件とか 20 件とか、そういう関係で非常に少ないんですけども、これから、あの当時やった韓国とか、そういうところが出てきた場合に、我が省としても何か制度をつくらなければいけないんじゃないかということがあってやったのですけれども、そこは、先ほど申しましたように、当省としては、とりあえずは当面の間は推移を見て。ただ、今でも我が所管といえますか、団体についても、経産省さんに指定していただければ証明書を出せる制度になっていますので、そのときがくれば、またそういうことをいたします。そういうふうに思っております。

○有富委員 ありがとうございます。中条先生、この件に関しては何か。

○中条委員 特にありません。

○有富委員 深川先生はいかがですか。

○深川専門委員 ありません。

○有富委員 それでは、よくわかりましたので、冒頭、大鷹課長からもお話がありましたように、前向きに改善をしていただくということをお互いに約束したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、2 番目の自己証明制度の導入について。外務省はさっきここまで話したということでもいいですか。

○大鷹課長 はい。

○有富委員 それでは、また順番にお願いいたします。

○上川専門官 自己証明制度の導入について現在の検討状況ということでございますが、御案内のとおり、現在、日スイスの間におきまして E P A（経済連携協定）の交渉を行っておるところでございまして、この交渉を始めるに当たって、その前段階といたしまして、政府間の共同研究会における検討を行ったところでございますが、その際に、スイス側よりいわゆる認定輸出者による自己証明制度の受入れというものを強く希望するということが出てまいりました。その時点ではもちろん交渉ではございませんが、両国間の協議を行いまして、その結果、昨年 12 月に共同研究会の報告書が取りまとめられているところでございますが、その中につきましても、自己証明制度云々というような、それに関する記述が掲げられておるところでございます。

この自己証明制度でございますが、先ほど申し上げましたとおり、私ども財務省税関といたしましては、受け手、日本に入ってくる側という観点からどうしても物事を見ざるを得ませんので、この観点から申し上げさせていただきますと、自己証明というのは、要するに輸出者または生産者が自分で、この貨物について、例えばスイスならスイス、あるいは相手国の原産であるということを宣明をしていただく。通常でありますと、輸出者・生産者が発行いたしますインボイスに、これはどこそこの国の原産品であるというような宣誓文といったようなものを書き加えていただく。そういったものが通常は用いられているようでございまして、これは結局、輸出者・生産者の宣誓・宣明といったものどの程度信

用するかというところに係ってこようかと思ひます。御案内のとおり、私ども日本におきましては、これまで第三者発給、日本国内で発給するものにつきましては、商工会議所さんの方で発給されておられるわけでございますが、この第三者発給という制度を受け手の側、あるいは出す側においても採用してございまして、自己証明制度というのは私どもにとっては全く経験のないものでございまして、いきなり自己証明制度を入れろと言われてもなかなか難しいところがある。どのような問題点があるのかといったことを十分に検討した上でないと、はい、わかりましたというわけにはなかなかいかないところがございますので、この共同研究会の際にもいろいろな問題点を指摘させていただいておるところでございます。参考として、ここの下の部分に私どもの方から指摘させていただいた部分の関連部分を抜粋として出させていただきました。

恐縮でございますが、それをちょっと御覧いただきたいのですが、ここの（８）と書いたところの３行目になります。「それは」から始まる部分でございますが、私どもはこういった数項目を、こういった項目、こういった要素を検討する必要があるのではないかと、いうことを指摘させていただいたところでございます。例えば、スイスの認定輸出者制度の運用。スイスにおきましては、認定輸出者といったものを定めまして、それに対しては自己証明を認めているようでございますが、この制度はどのように運用されているのか、どのように策定されているのか、そういったことがしっかりとした制度であるということが確認される必要が当然ながらあろうかと思われまして、次に、原産性の確認の仕組みと書かれておりますが、この「確認」というのはやや特殊な用語でございまして、原産地証明書、あるいは自己証明の場合でも結構でございますが、相手国から何らかの形で原産性を証明する書類がきたら、これに基づきまして、EPAならEPAの特定の税率を適用することを判断するわけでございますが、何かこれはおかしいのではないかと思つた場合には、相手国に対して照会を行う。あるいは、その照会の結果だけでは満足できない場合に、相手国を訪問して調査を行う。従来のEPAではそういったものが可能なものとなっておりますが、こういったことをまとめて「確認」という用語で呼んでおるわけでございますが、一般的な「確認」と混同しやすいんです。これは、具体的ないわば固有名詞の「確認」とでもいうべきものでございまして、その確認の仕組みをどのようなものにするのか。これまでスイス側が持っておりますEPAでの確認の仕組みは一体どのようなものか。それがきちんとしたものであるのか。そういったことがちゃんと担保される必要があるのではないかと等々、これを1つ1つ説明を始めますと長くなりますので、こういったような認定輸出はどのようにしてやっているのか、この確認はきちんとしたものであるのか、そういったことを私どもとしてはしっかりと確認を、こちらは普通名詞の「確認」でございますが、しっかりと確認したいと思つておるところでございますが、これを共同研究会の場で指摘させていただき、EPAの交渉の場におきましても、これを再度指摘して現在交渉を行つておるところでございます。なお、交渉ごとでございますので、その具体的な内容についてはこの場では差し控えさせていただきたいと思ひます。

私からは以上でございます。

○有富委員 そうすると、相手国と連絡をとりながら、こちら側の財務省としても、自分のところの体制の整備も併せてやっていく、こんなイメージでいいわけですね。

○上川専門官 そうでございますね。これはまだ全く現在交渉の最中でございますので、今後どのような枠組みになるのかどうか全く予断できない状況ではございますけれども、仮に、この協定の中におきまして、こういった自己証明制度というものが枠組みとして何か規定として明示的に規定されるものであれば、それに応じた形で私どもの関税関連の法令を整備するということは十分可能ではないかというふうに考えているところでございます。

○有富委員 つまり、やみくもに嫌だと言っていない、ちゃんと対応する準備はありますよと、こういうことですね。やれるかやれないかは、これからの交渉の問題ですが。

○上川専門官 はい。ここに掲げさせていただきました条件というものは、やはりきちんと担保できないとなかなか円滑な執行が難しゅうございますので、そこはやはり私どもは主張することは主張せざるを得ない。まさしく交渉ごとでございますして、現在そういう観点から交渉を行っているところでございます。

○有富委員 初めてのことですからね。わかりました。

○鈴木室長 経済産業省でございますが、私どもは主に輸出する側の立場に立って交渉に臨むという形になります。したがって、資料にも書かせていただきましたけれども、基本的に自己証明制度については、産業界からの導入の要望も非常に強うございますし、それから選択肢を広めるという意味で、利便性を高めるものと認識をいたしております。したがって、この制度を導入することについては、積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

御質問の（１）これまでの検討事項、それから（２）関係法令の整備の必要性ということについて、ごくごく簡単に御説明申し上げます。これまでスイスとのEPAの交渉は、こちらに書いたとおり、もうすでに3回ほど交渉しております。私どもとしては、全く新しい制度がある程度念頭に置かれているわけで、それについて、どのような形で国内制度をつくっていったらいいのか、いかに利用者にとって利便性のいい制度にしていったらいいのかということを念頭に置きながら交渉に臨んでおります。

それから、交渉だけではなくて、国内の体制につきましても今後整備をしていく必要があります。私どもが持っている原産地証明法について、私どもの中では一般法化と呼んでおりますけれども、自己証明制度が今後入った場合に、そういう制度についても担保できる形にするにはどうしたらいいかという検討も始めております。

それから、輸出者を認定する場合の基準や制度につきましても、先ほど申しあげました検討会の場で、具体的に検討を始めているところでございます。

そのほか、すでに自己証明制度を導入している欧米各国の状況について調査を行っております。また、今後、経済産業省において認定の業務や輸入国からの検認に対する対応業



務も予想されますので、その体制の整備について、今後に向けて検討を始めている段階でございます。

(2) の件ですが、我が国の自己証明制度そのものの不備によって交渉が頓挫することのないよう準備すべきという御指摘でございます。これは誠にございまして、ありがとうございます。

3点申し上げますけれども、一点目は、基本的に自己証明制度というのは産業界からの要望が非常に強いというのが1点でございます。2点目ですけれども、先ほども申し上げましたように、自己証明制度、あるいは認定輸出者に対する自己証明制度は、利用者の利便性を向上させるものであります。原産地規則へのコンプライアンスとか、原産性を証明する立証責任は、証明制度のいかんを問わず、厳しく問われて然るべきですけれども、自己証明制度の導入は、証明制度にもう1つのオプションを加えるという意味で利便性を拡大するものだろうと思っています。そして、3点目ですが、現在、第三者証明制度しか前提として持っていない国内制度をより汎用性のあるものに変えていく。これは喫緊の課題だと思っています。交渉ごとでございますので、交渉の結果を現時点で予断することはもちろんできません。ただ、私どもとしては、今後考えられる証明方式に合わせて、現在の制度に不備があれば、それは改善をしていきたいと考えております。

○有富委員 ありがとうございます。では、農水省からお願いします。

○穴澤調整官 当省としては、自己証明制度というのは初めてのことなので、どちらかというと、出すというよりも入る方を重点に、相手の制度がどういうものであるかというのを、先ほどの財務省さんの考え方と非常に似ているのですけれども、財務書さんは水際での話で、我々は、物が入ってきたとき、例えば原産地証明書も、適正であるとは思いますが、いろいろな不正な手段でつくったようなものがどんどん発行されて、それによって輸入が急増するというようなことがないような、しかも迂回輸出みたいなことがないような、そういう制度であれば、我が省としても自己証明については否定しないというか、問題ないと思っています。そういう意味では、スイスという国は、今交渉中ですが、かなり信頼性はあると、交渉している立場としてはそういうふうに思います。ただ、実際にどうなのかというのはまだいま一わからないですけれども。

スイスの場合は税関が全部取り仕切っておりますので、多分、税関が輸出者と認定しているということになっていきますので、そういう意味では公的機関が出しているのと同じようなものじゃないかとは思っております。

○有富委員 大体一通りお話を伺いました。中条先生、いかがですか。

○中条委員 財務省さんの御回答の中の2ページの先ほど御説明いただいた(8)のところですが、こういった条件をきちんとしてほしいというのを幾つか挙げておられるわけですけれども、こういうものについては、どうなんでしょうか、農水省さんはスイスだとまあ大丈夫かなみたいなことをおっしゃっていますけれども、要するに、これはお互いにちゃんとやらなければ、こちらからいくものもだめよということに当然なるわけですから、こちらからいくものだけオーケーにして、入ってくるものはだめよというわけにもい

かないわけで、逆も当然ということになりますから、向こうがきちんとやっていれば、こちらもきちんとやる。こっちがきちんとやれば向こうもきっちりやるという話だと思うのですけれども、ここは両方向できちんとかういうことは成立していると。大体成立しそうだと考えてよろしいですか。

○上川専門官　そこは、まさしく現在交渉をやっている最中でございますので、なかなか詳細にわたってというのは難しいところがございますけれども、ここに掲げておりますのは、実は私ども日本がこれまで締結しておりますEPAに、先ほど申し上げましたかぎ括弧付きの「確認」に関しましては、大体こんな要素を想定したもので、私どもとしては、こういった要素は少なくとも必要ではないかと。そうでなければ、私ども財務省税関としての日々の水際の執行という観点も当然ありますし、国内産業に及ぼす影響というのも当然あり得ようかと思っておりますので、そういったもろもろの問題点を考えますと、少なくとも従来の日本が持っておりますEPAにおけるものと同等なレベルのこういった要素というのは必要ではないか。これが私どもの基本的な考え方でございまして、もちろん、これはそんなに世界的なスタンダードから見て、そんなにかけ外れたものではないのではないかなど。もちろん、部分的に見るとどうかということはあるかとは思いますが、そんなに極端なことを申し上げているつもりはないのでございますが、他方、例えばスイスはスイスのそれぞれのお国柄といいますか、やり方がございますし、スイスが従来持っておりますFTA、EPAに照らし合わせてみた場合、ここはちょっとどうか、こういう考え方は必ずしもしっくりこないのかなど。中身は同じなのかもしれませんが、例えば丸の形のところに四角のものを当てはめようというようなニュアンスのところをもしかしたら私どもがリクエストしているのかもしれませんが、必ずしもこれですんなりいくというような感じではないということだけは現時点で申し上げられるのかなど。いずれにしても、こういった要素はきちんと反映されるように交渉して、適切な運用が可能な制度を策定していきたいと考えております。

○中条委員　要するに、その後の方にシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイの協定、こういったものできちんとされてきたものは、スイスについてもきちんとしてほしいと、そういう御発言だというふうにとったのですけれども、どちらかといえば、途上国を相手にするときと、先進国、そういうことで差別をするということとはよくないのかもしれないですけれども、現実的にはそういうこともあり得るだろうと。スイスという国がどういう国かというのは私はよくわかりませんが、かなりしたたかな国であることは確かであるわけで、しかし、したたかであるけれども、きちんとした国であるということはある程度ある。そういうところを考えたときに、今までと同じやり方を全部やらなければ困るというようなことではなくて、ある程度その点もお考えになりながら交渉していかれると考えてよろしいですか。

○上川専門官　そこは現段階ではまだ何とも申し上げようがございませんが。若干繰り返しになりますけれども、ここに掲げさせていただきましたところの従来のものでございま

すけれども、実は確認の制度につきましては、メキシコとのE P Aにおいて本格的なものを導入したところがございますけれども、このメキシコの制度というのは、実はN A F T A（北米自由貿易協定）にならったものでございまして、その意味におきましては、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、世界的に見ても、そんなにかけ外れたものではないのかなというふうに考えておりますので、こういったいわばスタンダード的なものであれば、スイスとしても当然受け入れてもらえないというような感じは持っております。ただ、もちろんこれは交渉ごとでございますので、今この段階で、これが全部取れなければだめだとか、ここまでは譲れるとかということを申し上げるのはなかなか困難だということは御理解いただければと思います。

○中条委員　しかし、メキシコはN A F T Aの水準でということと標準的なものだという事であるならば、スイスも恐らく標準的なものだと。標準的なものがどれぐらいのアローアンスがあるかは別として、期待してよろしいですね。

○上川専門官　そこは今後然るべく適切な制度をつくるということで交渉に努めていきたいというふうに考えております。

○中条委員　そういうものが標準的なものであるとすれば、これからいろいろとやっつけられるときも、こういう感じで大体標準的に自己証明でやっていくと考えてよろしいですね。

○上川専門官　そこは何とも申し上げようがございませんで、例えば自己証明と申しましても、確かに認定輸出者による自己証明、その認定輸出者もどの程度の基準で認定するかによって実質的に実は第三者発給でやるのとほとんど変わりはないというようなものも出てまいるかもしれませんし、自己証明という枠組みというものにつきましては、私どもは少なくともこういうようなものがあるのであればというふうな考え方から交渉に臨んでおるところでございますので、これが入れれば必ずというものとも必ずしも言い難いのではないかと。それは、まさしく相手国の制度をよく見た上で、そして交渉を通じて、私どもが適切と考える。冒頭に申し上げましたように、関税の適正な賦課・徴収というのが私どもの政策目標の1つでございますので、その目標を適切に達成できるように、きちんとした証明がなされる。それが担保されるような観点から進めてまいりたいと思っておりますので、その手段の1つとして、従来は第三者発給、公的機関による発給というものをやってきたわけでございますが、自己証明というの、それが適正な証明が行われるということが担保できるというのであれば、それについては私どもとしても検討対象とさせていただく、こういう趣旨でございます。

○有富委員　相手国によっては、場合によって細部は変わるかもしれないけれども、基本的には検討の余地があるということよろしいんですか。

○上川専門官　私どもとしては、本当に適正な証明がなされるということ、これが最大目標でございますので、適正な証明がなされるような形であるということが、仮に自己証明を導入するとした場合でも、それが担保されることが必要条件になると思っております。

○中条委員 我々は素人なのでわかりやすいように言っていただくとすれば、要するに、先進国で常識的に考えて、それは適正だと思うような水準であるならばオーケーということですよ。

○上川専門官 同じ先進国と申しましても、また国によっても違いますので、それは例えば日本にはちょっとなじまないというようなものもあろうかと思えます。

○中条委員 なじまないというのは、どういう点ですか。

○上川専門官 そこはまだ何とも申し上げようがございませんね。すべてのEPAについて精査したわけではございませんので、今申し上げましたのは例えばという話でございますので。今この時点で、先進国のレベルであれば必ず大丈夫かということ、若干躊躇するところがあります。すべてをわかっていない以上、若干躊躇せざるを得ないということでございます。

○有富委員 もちろん、いまここで言質を取ろうなんて思っていないので。

ただ、個別にみればやはり相手国によって制度のレベルに違いがあるから一律にというわけにはいかないけれども、個別に相手国の制度をちゃんとチェックして、適正な証明が担保できるようなものであれば、自己証明を導入することはやぶさかではないと、こういう程度のことと伺っておいてよろしいですか。

○上川専門官 そうでございますね。選択肢の1つとしては当然あり得るということでございます。

○有富委員 わかりました。深川先生、何かありますか。

○深川専門委員 もちろん輸出者の制度の運用とか、原産性の確認の仕組みとか、ここに挙げられているような、迂回輸出を防ぐという目的からは、こういうものを担保しておかなければいけないという話は当然だと思うのですけれども、もう1つ別の観点から、多分、原産地規則自体のルールを複雑に設定すればするほど、これを確認するのはよけい大変じゃないですか。例えば、原産地の中にいろいろな例外をつくって、累積をどうするとか、ロールアップをどうするとか、言えは言うほど、本当にこの人がこれをやっているかどうかというのを確認する項目は必然的に増えるのでしょう。多分、スイスはある意味で国も小さいですし、そんなに複雑な国際分業を東欧とやっているとか、そういうことではないと思うので、例外事項をつくったりしなくても済むのかもしれないですけれども、原産地規則のそもそものルールの制度設計の話と、自己証明制度のバランスというのをどういうふうに考えられているのですか、今やっぺらっしゃる方々というのは。

○上川専門官 それはなかなか難しいところではないのかなと。確かに、原産地規則、ルールそのものの方が複雑ではないかとか、難しいのではないかというような御批判もときどきちょうだいするところではございますけれども、私どもといたしましては、それと自己証明、あるいは第三者証明は結局のところは同じではないかと思うのですけれども、これは分けて考えた方がいいのではないかという気がいたします。その証明をするのは、輸出者・生産者自身であろうが、第三者の商工会議所あるいは政府等の公的機関であろうが、

結局のところ、輸出者がまず一義的には、これは例えばスイスならスイス、あるいは日本なら日本の原産のものであるということを自己の責任において、まず何らかの形で誰かに対して証明する。自分なら自分に対して証明し、第三者の発給機関なら発給機関に対して証明する。少なくともそういうようなことを宣明するということがまず必要でございますので、その輸出者・生産者自身がそういうことを認定するに当たって、確かにそのルールが複雑じゃないかとか、難しいのではないかとか、そういったようなことについては別途考える必要があろうかと思いますが、ルールそのものの複雑さ、あるいは簡素さということと、自己証明であるか、第三者発給であるかということは直接にはリンクしないのではないかなど、こういうふうを考えているところでございます。

○中条委員　でも、自己証明は、「ここにおられるのは本当に上川さんですか」というときに、名刺を見せて、それでオーケーというのと、御本人が自分で証明にするにしても、たくさん持ってこなければいけないというのでは、それはすごく大変で、しかも、そのお持ちになったものが本物かどうかというのまで確認するとなると、これはものすごくコストがかかってしまう話になりますよね。だから、確かにおっしゃるように、どういう場合であっても、複雑になれば、それを本当に正しいかどうかというのを確認するためのコストは高くなるというのはそのとおりだと思うのですけれども、自己証明ということを考えたときにも、そこは余りにも複雑になると、結局、第三者証明と同じことになりはしないかということは懸念される部分ですよね。

○上川専門官　私の説明が必ずしも十分ではなかったのかもしれませんが、例えばこういう製造工程を経たら日本の原産品と認められるという、そういうルールが複雑であろうが簡素であろうが、それ自体はまず輸出者が自己の責任においてその認定を行う。そして、自己が認定したものをインボイス上に、これは日本の原産品でと書けば自己証明ですし。

○中条委員　定義的にはそうですね。

○上川専門官　それを発給機関に対して宣誓すれば、それは第三者発給ということになりますので、簡単であろうが難しかろうが、いずれにしても、認定するという手間自体は変わりはないわけでございますので、自己証明だからこそルールが簡単でなければいけない。もちろん簡単であるにこしたことはないのかもしれませんが、自己証明であるからこそルールが簡単でなければいけないというのは、やや論理の飛躍があるのではないかと。

○中条委員　それは定義的にはおっしゃるとおりだと思いますけれども、自己証明になぜするかという考え方の基本には、自己証明によってコストを小さくするということがあるわけで、そうであるにもかかわらず、自己証明を余りにも複雑にしたら、これは意味がなくなりますよねということをお願いしているんです。

○上川専門官　それは、自己証明にするのであれば、それに合わせてルールそのものも簡素化するべきではないかと、そういう御趣旨でございましょうか。

○中条委員　そうですね。

○上川専門官 それは、一般論として申し上げれば、ルールは簡素であるにこしたことはないだろうということは言えるのではないかと思います、他方、例えば迂回輸入と申しますか、迂回輸出と申しますか、これを防ぐというのも原産地規則のどうしても避けて通ることができない側面ではございますので、そこは市場アクセスの改善、原産地規則のルールの内容、そういったものは1つのパッケージとして考えていく必要があるのではないかなと。もちろん、そこで証明制度が自己なのか第三者なのかということも合わせて、1つのパッケージとして考えていく話ではないかという気がいたしまして、どれか1つを取り上げてというのは、ややバランスを失ってしまうおそれもあるかと思っておりますので、そこは交渉に当たっては十分留意していく必要がある部分ではないかというふうに考えております。

○中条委員 それはわかりますけれども、しかし、全体の方向性というのは、何のためにやるかというところ、自由貿易をより効率的に推進するというところにあるわけで、ただし、それをやみくもにやってしまうと、迂回輸入みたいな話があるわけですから、そういうことはきちんと抑えながら、あるいはコンプライアンスとか、セキュリティの問題などがあるわけで、抑えながら、しかし方向性はやはり自由貿易をより促進していくかというところにあるわけですから、やはりそういう視点でものを考えていけば、自ずと自己証明についても、それをめっちゃくちゃ複雑にするという発想には至らないだろうと私たちは理解しているということです。

○上川専門官 もちろん、EPA（経済連携協定）は、二国間の経済の連携をより一層緊密なものとし、もって両国の経済を更に発展させるとか、あるいは二国間の関係をよりよいものとするという、そういう観点であれば、当然ながら、原産地につきましても、例えば原産資格を獲得しやすくする、あるいは、それをもって市場アクセスの効果をより増大させるという観点も当然あろうと、一般的にはそういうことになろうかと思っておりますので、そこはEPAにおいてどのような観点で、どのような目標で交渉していくかということであろうかと思われまますので、それはまさしく日本全体として、官民トータルで今後考えていく必要がある事項ではなかろうかと思っておりますので、そういったパッケージの要素の1つとして原産地規則というのは当然あろうかと思っておりますし、その原産地規則の中の更に1つのエレメントとして証明制度というのがあるかと思っておりますので、この証明制度をどのようにしていくかということは、パッケージ全体の中にそういったバランスを考えつつ、今後、使いにくいものであってはいけないというのは私どもも当然認識しているところでございますので、なるべく使いやすいものであるということにこしたことはないというのは当然であろうかと思っておりますので、そういった観点から今後、EPAなりの交渉を進めていくということになるのではないかと思います。

○中条委員 御趣旨はわかりました。ただ、やはり基本的なところは、自由貿易を促進していくところを念頭に置いて考えていくものであって、貿易を縮小させようとか、鎖国をしようとかということが目的ではないということは何れもお考えいただきたいとい

うのと、確かに何の意味もないような規則であれば、それはしようがないですけれども、規則というのは、それを破る人は当然いるわけであって、それをいかにして取り締まるかというエンフォースメントのコストと便益との兼ね合いの話ですから、そこを余り厳しくしてしまって、結局のところ、取り締まるコストの方がすごく高くついてしまうようでは、少々悪い人がいて悪いことをしたのを見逃すことの方がむしろコストは安くなる。その辺のところも、こんなことはわざわざ言うことではないと思いますけれども、ぜひお考えいただきたいということです。

○有富委員 深川先生、よろしいですか。

○深川専門委員 はい。

○有富委員 ありがとうございます。今日はこのぐらいで終わろうかと思いますが、よろしいですか。それでは、本日の意見交換はこれにて終了とさせていただきたいと思いません。皆様におかれましては、本日は貴重なお話をお聞かせいただきまして、ありがとうございました。

以上で散会させていただきます。ありがとうございました。